

(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市水道局が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10第2項（同令第167条の13を準用する場合を含む。）の規定により、建設工事の請負契約に係る競争入札において最低制限価格を設けることに必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象となる工事は、競争入札に付する工事で、設計金額が130万円を超え、1億5,000万円を下回るものとする。ただし、解体工事及び別に定める特別な工事を除く。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、最低制限価格設定書（様式第1号、様式第2号又は様式第3号）により算出した当該各号に定める額に10分の9.8を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とし、予定価格調書にその価格を記載するものとする。

(1) 土木等一般工事（様式第1号により算出）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費等の10分の7」（各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）とする。

(2) 土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事（様式第2号により算出）

「直接工事費の10分の10＋機器単体費の10分の9.2＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費等の10分の7」（各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）とする。

(3) 建築工事（様式第3号により算出）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費等の10分の7」（各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）とする。

(4) 前号の工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。なお、現場管理費相当額は、次によるものとする。

ア 前号の工事のうち、イに掲げる工事を除いたもの 直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 前号の工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は、入札参加者に対し、岩国市水道局競争入札心得（平成18年3月20日制定）の条文を熟読することを促すとともに、設計図書の配布の際に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となること。

(落札者の決定)

第5条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格で入札したものを落札者とし、最低制限価格を下回る入札したものを失格とする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の岩国市水道局最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に最低制限価格を設定する工事から適用し、同日前に最低制限価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の岩国市水道局最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前の公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の岩国市水道局最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前の公告等を行う工事については、なお従前の例による。

最低制限価格設定書（土木等一般工事）

工事番号

工 事 名

最低制限価格	円
--------	---

上記のとおり定める。

年 月 日

[最低制限価格の算出]

$$\{ (\text{直接工事費} \times 10/10) + (\text{共通仮設費} \times 9/10) + (\text{現場管理費} \times 9/10) + (\text{一般管理費等} \times 7/10) \} \times 98/100$$

① 直接工事費 $\times 10/10$ (小数点以下切捨て)	($\times 10/10$) 円
② 共通仮設費 $\times 9/10$ (小数点以下切捨て)	($\times 9/10$) 円
③ 現場管理費 $\times 9/10$ (小数点以下切捨て)	($\times 9/10$) 円
④ 一般管理費等 $\times 7/10$ (小数点以下切捨て)	($\times 7/10$) 円
(①+②+③+④) $\times 98/100$ (千円未満切捨て)	円

最低制限価格設定書
(土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)

工事番号

工 事 名

最低制限価格	円
--------	---

上記のとおり定める。

年 月 日

[最低制限価格の算出]

$$\{ (直接工事費 \times 10 / 10) + (機器単体費 \times 9.2 / 10) + (共通仮設費 \times 9 / 10) + (現場管理費 \times 9 / 10) + (一般管理費等 \times 7 / 10) \} \times 98 / 100$$

① 直接工事費 $\times 10 / 10$ (小数点以下切捨て)	($\times 10 / 10$) 円
② 機器単体費 $\times 9.2 / 10$ (小数点以下切捨て)	($\times 9.2 / 10$) 円
③ 共通仮設費 $\times 9 / 10$ (小数点以下切捨て)	($\times 9 / 10$) 円
④ 現場管理費 $\times 9 / 10$ (小数点以下切捨て)	($\times 9 / 10$) 円
⑤ 一般管理費等 $\times 7 / 10$ (小数点以下切捨て)	($\times 7 / 10$) 円
(①+②+③+④+⑤) $\times 98 / 100$ (千円未満切捨て)	円

最低制限価格設定書 (建築工事)

工事番号

工 事 名

最低制限価格	円
--------	---

上記のとおり定める。

年 月 日

[最低制限価格の算出]

$$\left[\left\{ (\text{直接工事費} - \text{現場管理費相当額}) \times 10 / 10 \right\} + (\text{共通仮設費} \times 9 / 10) + \left\{ (\text{現場管理費} + \text{現場管理費相当額}) \times 9 / 10 \right\} + (\text{一般管理費等} \times 7 / 10) \right] \times 98 / 100$$

現場管理費相当額 (ア)	(×) 円
① (直接工事費 - (ア)) × 10 / 10 (小数点以下切捨て)	(× 10 / 10) 円
② 共通仮設費 × 9 / 10 (小数点以下切捨て)	(× 9 / 10) 円
③ (現場管理費 + (ア)) × 9 / 10 (小数点以下切捨て)	(× 9 / 10) 円
④ 一般管理費等 × 7 / 10 (小数点以下切捨て)	(× 7 / 10) 円
((① + ② + ③ + ④) × 98 / 100 (千円未満切捨て)	円